

低コスト物流構築に係る実証試験等業務

企画提案審査要領

令和 4 年 8 月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「低コスト物流構築に係る実証試験等業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

## 1 審査機関

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、別途定める審査基準に基づき、審査を行うものとする。

## 2 審査項目及び配点

審査項目及び配点は次の通りとする。

審査項目	審査基準	配点	
(1)実施方針	本業務の背景、目的及び業務内容を理解しているか。	10	20
	本業務の実施スケジュールは妥当か。	10	
(2)企画提案内容	提案内容は本業務の目的に合致し、的確な提案となっているか。	10	50
	道の駅及び市町村等関係機関との連携が盛り込まれているか。	10	
	現状より物流コストの低減が見込まれるか。	10	
	集荷及び販売方法について具体的な提案となっているか。	10	
	仕様書に具体的記載のない事項で、独自の提案や工夫がなされているか。	10	
(3)業務遂行能力	本業務と類似の業務の受注実績がある。もしくは特筆すべき業務成果はあるか。	10	20
	受託業務を滞りなく実施し、不測の事態にも対応できる体制か。	10	
(4)積算の妥当性	見積額が予算の範囲内で、積算に係る単価や経費が妥当なもので、企画提案の内容と整合性がとれているか。	10	10

※ 採点基準は後述のとおり。

## 3 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び委員会の場合でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、それを委員会で合計した総得点により順位をつけて県に報告する。  
 なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (3) 参加者が1者のみであった場合にも、委員会において企画提案書等に基づく審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を県に報告するものとする。評価の基準と

して満点の6割以上の得点を得ていることとする。

- (4) 委員会による審査終了後、各参加者に対し選定結果を通知する。なお、審査経過に関する質問には回答しない。

**【採点基準】**

	配点10点の項目
非常に優れている	10
優れている	8
妥当である	6
やや不十分である	4
不十分である	2